

2 令和6年分基礎控除申告書 兼 配偶者控除等申告書 兼 定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

申告書の記載にあたっては、各申告書裏面の注意事項を必ず読んで、記入例に従って記入してください。

(1) 基礎控除申告書について **全職員記入が必要です。**

収入金額は、直近の源泉徴収票や給与明細等を参考にして見積もった額を記入してください。

給与所得については、下記の表により計算してください。

<給与所得の計算表>

給与の収入金額(①)		給与所得の金額
1円以上 550,999円以下		0円＝所得金額
551,000円以上 1,618,999円以下		(①) - 550,000円＝所得金額
1,619,000円以上 1,619,999円以下		1,069,000円＝所得金額
1,620,000円以上 1,621,999円以下		1,070,000円＝所得金額
1,622,000円以上 1,623,999円以下		1,072,000円＝所得金額
1,624,000円以上 1,627,999円以下		1,074,000円＝所得金額
1,628,000円以上 1,799,999円以下		①: (①) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (②) ⇒ ②: (②) × 2.4 + 100,000円＝所得金額
1,800,000円以上 3,599,999円以下		①: (①) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (②) ⇒ ②: (②) × 2.8 - 80,000円＝所得金額
3,600,000円以上 6,599,999円以下		①: (①) ÷ 4 (千円未満切捨て) = (②) ⇒ ②: (②) × 3.2 - 440,000円＝所得金額
6,600,000円以上 8,499,999円以下		(①) × 90% - 1,100,000円＝所得金額
8,500,000円以上		(①) - 1,950,000円＝所得金額

その他の所得の種類として、給与所得の他に事業所得、雑所得、配当所得、不動産所得、退職所得等があります。

なお、年金収入がある方は、年金収入から **年金の控除額と10万円を引いた金額**を記入してください。

(2) 配偶者控除等申告書 兼 定額減税のための申告書について

配偶者控除または配偶者特別控除の適用と配偶者を定額減税の計算に含めるためには、「**扶養控除等申告書**」の「**源泉控除対象配偶者**」欄への記載の有無にかかわらず、「配偶者控除等申告書 兼 定額減税のための申告書」の記入が必要となります。

記入の必要な方

(配偶者控除または配偶者特別控除のいずれかの適用を受けることができる方)

- ・ **給与所得者本人(職員)**の合計所得の見積額が **1,000万円以下** (給与所得のみの場合、給与等の収入金額が **1,195万円以下**)
かつ
- ・ **生計を一にする配偶者**の合計所得の見積額が **133万円以下** (給与所得のみの場合、給与等の収入金額が **201万6千円未満**)

(配偶者を定額減税の計算に含めることができる方)

- ・ **給与所得者本人(職員)**の合計所得の見積額が **1,805万円以下**
かつ
- ・ **生計を一にする配偶者**の合計所得の見積額が **48万円以下** (給与所得のみの場合、給与等の収入金額が **103万円未満**)

以前提出いただいた「扶養控除申告書」の「源泉控除対象配偶者」欄に配偶者氏名の記載のあった方については、あらかじめ申告書に氏名等を印字しています。

給与所得者本人(職員)または配偶者の所得の見積額に変動があり、所得要件を満たさなくなった場合は、申告書に印字のある配偶者氏名等に二重線を引き、提出してください。修正は**赤色のペン**で行ってください。訂正印は不要ですが、訂正印が押印してあっても問題はありません。

あらかじめ申告書に氏名等を印字していない方で、左記「記入が必要な方」の要件を満たす方については、申告書に必要事項を記入してください。記入漏れにご注意ください。

<配偶者控除および配偶者特別控除の控除額>

		所得者の合計所得金額 (給与所得だけの場合の所得者の給与等の収入金額 ^(注3))			【参考】 配偶者の収入が給与所得だけの場合の配偶者の給与等の収入金額
		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超 950万円以下 (1,095万円超 1,145万円以下)	950万円超 1,000万円以下 (1,145万円超 1,195万円以下)	
配偶者控除	配偶者の合計所得金額 48万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円以下
	老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円	
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額 48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円	1,030,000円超 1,500,000円以下
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円	1,500,000円超 1,550,000円以下
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円	1,550,000円超 1,600,000円以下
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円	1,600,000円超 1,667,999円以下
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円	1,667,999円超 1,751,999円以下
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円	1,751,999円超 1,831,999円以下
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円	1,831,999円超 1,903,999円以下
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円	1,903,999円超 1,971,999円以下
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	1,971,999円超 2,015,999円以下
133万円超	0円	0円	0円	2,015,999円超	

※配偶者の所得の見積額は自己申告なので、申告書の提出漏れや記入漏れ・記入誤りがあっても総務課ではチェックできません。基本的にはご提出いただいたとおりに計算を行います。見積額に誤りがあり、所得要件を超えていたのに配偶者控除等を受けると、忘れたころに所得税の追加徴収の連絡が入ることがありますので、ご注意ください。

(3) 所得金額調整控除申告書について

(本年中の給与の収入金額が 850 万円を超える方で、下記の要件を一つでも満たす方)

令和 2 年から、給与収入が 850 万円を超える場合の給与所得控除が引き下げられましたが、以下のいずれかの要件に該当する場合には、経済的余裕が必ずしも十二分とは考えられないため、給与所得控除の見直しにより負担増が生じないようにするため「子ども・特別障害者を有する者等の所得金額調整控除」が措置されました。

なお、この調整控除は要件を満たしていれば夫婦の両方とも適用が可能です。

○該当する要件

- ・ 所得者本人が特別障害者の場合
- ・ 特別障害者である同一生計配偶者（所得 48 万円以下）を有する場合
- ・ 特別障害者（所得 48 万円以下）である扶養親族を有する場合
- ・ 23 歳未満の扶養親族（所得 48 万円以下）を有する場合

上記のいずれかの要件に該当する場合は以下の調整控除が適用されます。

【所得金額調整控除額の算式】

(給与の収入金額-850万円) × 10% **控除額最高 15 万円**

○申告書の記入の仕方

- ・ 申告書欄の該当する要件にチェックを入れる
(複数該当する場合いずれか 1 つの項目にチェック)
- ・ チェックを入れた扶養親族等の名前・生年月日・続柄・所得を記入
- ・ 特別障害者に該当する場合は「★特別障害者」の欄に障害の状態又は交付を受けている手帳などの種類と交付年月日、障害の程度（等級）などの特別障害に該当する事実を記載
(例) 身体障害者手帳 2 級 平成 27 年 1 月 31 日交付
※特別障害者に該当する人が「扶養控除等申告書」に記載している特別障害者と同一であれば、「扶養控除等申告書のとおり」にチェックを入れてください

「扶養控除申告書」に記載されていない方を記入する場合は、**個人番号は記入せず、マイナンバー提供書を添付してください。**